

ながさき
農業農村整備
推進計画
2026-2030

長崎県農林部農村整備課
令和8年3月

【表紙の写真】



長崎県農林部農村整備課
令和8年3月

表紙写真：基盤整備された農地（桃山田地区：雲仙市）

挿入① 下白大橋（広域農道 川棚西部地区：川棚町）

挿入② にんじんの収穫状況（飯盛地区：諫早市）

挿入③ 高尾ため池（吉岐地区：吉岐市）

挿入④ スピードスプレーヤーによるみかんの防除状況（白崎地区：西海市）

挿入⑤ おおつかっ子探検隊（山田原第2地区：雲仙市）

目 次

はじめに

○策定の趣旨 . . . P1

○性格と役割 . . . P2

○構成と期間 . . . P2

第1章 本県農業農村の現状と課題 . . . P3

第2章 取組事例 . . . P6

第3章 ながさき農業農村整備 2026-2030 の基本理念と目標 . . . P9

第4章 農業農村整備事業の展開方向 . . . P11

第5章 ながさき農業農村整備 2026-2030 の整備計画 . . . P17

【1】農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全

(1) 産地を支える農地の基盤整備の推進

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

(3) 農道の整備促進

(4) 土地改良区の体制強化

【2】災害に強い安全・安心な農村集落づくり

(1) 農村地域の防災・減災対策

第6章 地域別振興計画 . . . P20

第7章 ながさき農業農村整備 2021-2025 の検証 . . . P24

巻末資料 . . . P29

はじめに

○策定の趣旨

本県は、多くの離島・半島や中山間地域を有し、平坦地に乏しく、水資源に恵まれな
い厳しい生産条件の中で、農業者をはじめとする先人の創意工夫と努力により、地域の
特性を活かした多様な農業が展開されています。

近年、農地の基盤整備の完了面積の増加とともに担い手への農地集積・集約化による
経営規模拡大や、機械化・省力化による生産性向上等によって、農業産出額や生産農業
所得は増加しています。

しかしながら、今日の農業・農村を取り巻く情勢は、急速な農業者の減少や担い手不
足の深刻化、これに伴う農地面積の減少、農業水利施設の老朽化に加え、激甚化・頻発
化する自然災害の発生、資材価格や労務費の高騰等、大変厳しい状況にあります。

国においては、令和6年5月に「食料・農業・農村基本法」を改正し、農業生産基盤
の「整備」に加え「保全」が明示されました。これを踏まえ、令和7年4月に改正され
た「土地改良法」に基づく「土地改良長期計画」では、生産性向上に向けた生産基盤の
強化と農業用水の安定供給のための農業水利施設の戦略的な保全管理を推進する等が
示されました。また、令和7年6月に策定された「第1次国土強靱化実施中期計画」で
は、防災重点農業用ため池等の防災減災対策を切れ目なく推進するよう位置づけられ
たところです。

このような中、将来にわたって農業振興を図り農村地域が発展していくためには、次
代の農業を担う「担い手」の確保・育成につながる農地集積・集約化や、生産性の向上
のための生産基盤の整備と、農村集落の安全性を確保し、安心して生活や生産活動がで
きる防災減災対策が急務となっています。

このため本県においては、令和8年度より「第4期ながさき農林業・農山村活性化計
画」を策定し、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を目指して、
「担い手対策」、「産地対策」、「集落対策」を柱とする各種施策を展開していくこととし
ています。この活性化計画の実現に向けて、我々が担う農業農村整備分野を計画的に進
めていくため、「ながさき農業農村整備推進計画 2026-2030」を策定いたしました。

この中で、「基本目標」として

- ① 農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全
- ② 災害に強い安全・安心な農村集落づくり

を掲げ、それぞれに整備計画と目標値を定めて取り組むこととしています。

○性格と役割

本計画は、国の農林行政の動向や本県の実態に即し、将来の目指す姿を描きながら、これを実現するための農業農村整備の基本理念と展開方向を示すとともに各地域で重点的に取り組む振興計画を明らかにし、農業者、土地改良区、関係機関、市町等に対して、計画の達成に向けた取組を促すものです。

○構成と期間

令和17年（10年後）の長崎県の農林業・農山村の目指す姿を描きながら、今後5年間の施策の方向性を示した『第4期ながさき農林業・農山村活性化計画』を実現するための農業農村整備事業の具体的な役割を示します。

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第1章 本県農業農村の現状と課題

【1】農業生産基盤の整備の現状と課題

○長崎県の耕地面積及び整備率（令和6年度末時点）

地目	耕地面積※1 (ha)	割合 (%)
水田	20,500	46
畑	24,400	54
計	44,900	100

※1 第71次九州農林水産統計年報（令和5年～6年）による。

地目	確保すべき農地面積※2 (ha)	うち整備済面積 (ha)	整備率 (%)
水田	19,516	12,168	62.4%
畑(普通)	16,481	4,085	24.8%
樹園地	5,390	445	8.3%
	41,387		

※2 R2年度 各市町が「農業振興地域整備計画」で定めた「確保すべき農用地等の面積」の合計値。

(1) 水田の整備

<現状>

本県の水田の面積は、20,500haと全耕地面積の46%を占めており、令和6年度末までの整備率は62%となっています。

農地の基盤整備によって、大型機械の導入等による生産性向上や担い手への農地集積による経営規模拡大、暗渠排水の整備によって高収益作物の導入等が図られ、農業所得の向上につながっているところです。

今後は、整備が遅れている中山間地域を中心に、地域の実情や地形条件に応じた整備を進めるとともに、平坦地ではスマート農業技術の導入を加速化するための大区画化や付加価値の高い農業を進めるため、汎用化・畑地化による園芸団地整備等を推進していく必要があります。

一方、造成された農業水利施設の老朽化が進んでいることから、将来にわたって農業を継続していくためにも計画的な施設の補修、更新整備が必要となっています。

[整備実績]

○令和6年度まで整備済面積12,168ha／水田面積19,516ha＝62%の区画整理を実施

※水田面積は「令和2年 確保すべき農用地等の面積の目標達成に状況に関する調査」より

<課題>

- 中山間地域における地形条件に起因する整備の遅れ
- 農業者の高齢化、担い手不足、担い手不在の地域が増加
- 更なる省力化を図るためスマート農業技術の導入に対応した基盤整備や大区画化の遅れ
- 整備済み水田での排水不良等による裏作・転作の取組や、高収益作物の導入の伸び悩み
- 所有者不明農地、相続手続未了農地の対応
- 小規模土地改良区が多く、将来の農業水利施設等の維持管理、適切な土地改良区の運営のための体制強化
- 建設資材・労務単価高騰等に伴う整備費用の増

(2) 畑地の整備

<現状>

畑地（樹園地含む）の面積は、24,400haと全耕地面積の54%を占めています。また、令和6年度末までの普通畑の整備率は25%と、水田整備率の5割程度にとどまっています。本県は離島や半島地域など多くの中山間地域を有しており、特に傾斜度15度以上の急傾斜の畑地面積は9%と、全国平均の4%を大きく超える状況であり、生産性向上や担い手の経営規模拡大の支障となっています。

このような厳しい条件下においても、区画整理や畑地かんがい施設が整備された地域では、担い手への農地集積が加速化されるとともに、ブロッコリーやばれいしょ、にんじん、白ねぎ等の産地規模が拡大し、農業所得の向上につながっています。

今後、中山間地域での整備を展開していく上で、地形条件や地域特性に応じた基盤整備を進めるとともに、コスト縮減対策を講じながら、効率的かつ効果的な整備に取り組む必要があります。

一方、これまで造成された農業水利施設の老朽化が進んでいるため、機能診断をもとに機能保全計画を策定し、計画的な補修・更新整備が必要となっているため、施設を管理する土地改良区等においては、将来の更新整備に向けた、資金計画等の準備が不可欠となっています。

[整備実績]

- 令和6年度まで整備済面積4,085ha／畑地面積(普通畑)16,481ha＝25%の区画整理を実施
- 令和6年度まで整備済面積7,622ha／畑地面積21,871ha＝35%の畑地かんがい施設整備を実施

※畑地面積は「令和2年 確保すべき農用地等の面積の目標達成に状況に関する調査」より

<課題>

- 中山間地域における地形条件に応じた整備方法の検討
- 樹園地を含む畑地整備を進めるための新たな水源確保
- 所有者不明農地、相続手続未了農地の対応
- 小規模土地改良区が多いため施設の維持管理や更新整備にむけた体制強化
- 建設資材・労務単価高騰等に伴う整備費用の増



畑地の基盤整備（愛津原地区：雲仙市）



樹園地の基盤整備（小迎地区：西海市）

(3) 農道の整備

<現状>

本県では、これまで、島原半島の雲仙グリーンロード等の広域農道をはじめ、地域の実情に応じた農道整備を進めており、令和6年度までに約885kmの整備を行ってきました。その結果、農地への通作や農業資材の搬入、農産物の集出荷利用はもとより、集落における生活道路としての機能を兼ねることで生活環境の改善につながっているところです。さらに、災害時の緊急輸送道路としての活用にも寄与しています。

[整備実績]

- 令和6年度まで広域農道、基幹農道及び一般農道885kmを整備

<課題>

- 整備中農道の早期完成（必要予算の確保）
- 中山間地域等における狭小・線形不良な道路状況

【2】農村生活環境整備の現状と課題

(1) 農村地域の防災対策

<現状>

近年、激甚化・頻発化する集中豪雨や地震等の自然災害により多くの農業用ため池が被災し、甚大な被害が発生したため、国は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月）」を定め、ため池の防災減災対策の強化を推進しています。

県内には2,872箇所の農業用ため池があり、716箇所の防災重点農業用ため池が存在しています。このうち、一斉点検や劣化状況評価によって整備が必要と判定されたため池は492箇所あります。

また、農地海岸保全区域は県内に287km、農地海岸保全施設は570箇所あり、台風による波浪や高潮被害から農地や宅地等を保全しています。このうち、背後に農地がある海岸は150箇所あります。

地すべり防止区域は県内に78箇所あり、このうち、地すべりの兆候がみられる区域で対策を進めていく必要があります。また、既存の地すべり防止施設についても、施設の更新整備等の長寿命化対策を計画的に進めていく必要があります。

さらに、災害発生直後の避難・救助・物資輸送などの応急活動を円滑に行うため、緊急輸送道路として、主要な国道や県道に加え、県内の農道5路線を指定されており、これらの農道には橋梁が74橋あります。

[整備実績]

○令和7年度までに、141箇所のため池整備に着手済み。

防災重点農業用ため池714箇所のハザードマップを作成・公表済み（残り2箇所はR8作成・公表予定）。

○海岸保全施設570箇所のうち、長寿命化対策が必要な76箇所において、令和3年度から令和7年度までの5年間で76箇所の全てで事業着手済み。

○地すべり防止区域78箇所のうち、令和3年度から令和7年度までの5年間で32箇所において長寿命化対策に着手済み。

<課題>

○整備が必要な防災重点農業用ため池の計画的な着手

○地すべり防止施設・海岸保全施設の長寿命化対策の計画的な実施及び整備方針の検討

○農道の橋梁耐震化対策を計画的に進めるための仮設道路用地の確保

○受注環境改善による入札不調・不落対策

第2章 取組事例

取組事例

基盤整備を契機としたブロッコリーの大規模生産団地の形成

～ 雲仙市吾妻町山田原地域 ～



取り組み

- 基盤整備前は、ばれいしょ、飼料作物が中心であったが、基盤整備を契機に、JAがブロッコリー、かぼちゃなどの試験栽培に取り組んだ結果、価格の回復が早く安定している**ブロッコリーを推進。**
- 販売価格の安定とともに優良農地の整備要望等が周辺地域にも波及し**大規模な生産団地を形成。**

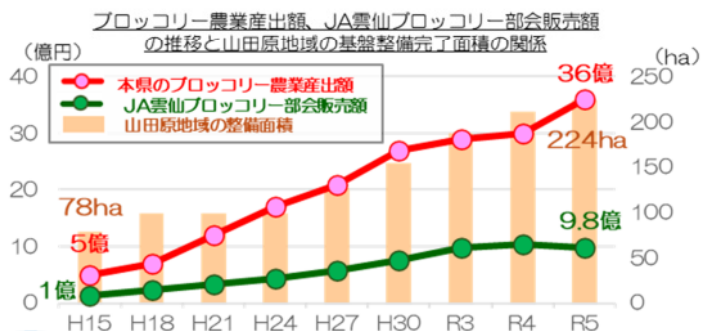
H 9～H21	山田原地区	99ha
H24～R 3	山田原第2地区	55ha
H29～R12	桃山田地区	110ha



隣接地区へ基盤整備効果が波及

効果

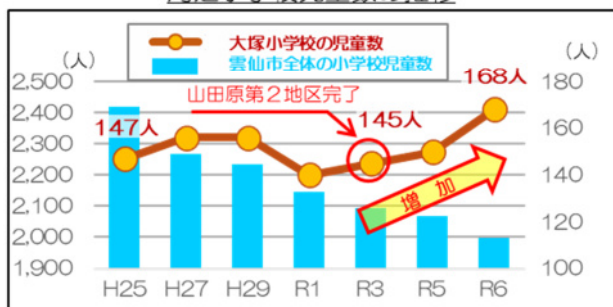
- 基盤整備により効率的な営農が展開され、整備前に比べ、**耕地利用率は1.8倍、担い手の農業所得は1.9倍に増加。**
- 本県の**ブロッコリーの農業産出額は九州1位**となるまで発展。



トピックス

- 農業経営の安定により担い手が地域に定着し、波及効果として**周辺小学校の児童数が増加。**
- 基盤整備を契機とした出荷体制などの取り組みが評価され、令和5年度、山田原第2土地改良区が農業農村整備優良地区コンクールで、**農林水産大臣賞を受賞。**

周辺小学校児童数の推移



地域貢献（おおつかっ子探検隊）



取組事例

県内初、樹園地の区画整理による みかん生産団地の拡大

～ 大村湾沿岸地域 ～



取り組み

※1

- 本県のみかんの生産量は43,600 tで全国第5位であり、主に大村湾沿岸で栽培。
- これまで、畑地かんがいの整備による労力軽減を図ってきたが、機械化や荒廃農地の解消、規模拡大意向の担い手への農地集積を促進するため区画整理を伴う樹園地整備に着手。

※1：令和5年度作物統計調査



大村湾沿岸の傾斜地に広がるみかん園（長与町）

効果

- JAを中心にみかん園の基盤整備を推し進めた結果、**大村湾沿岸でみかん園の整備が活発化。**
- 白崎地区では基盤整備により農作業の機械化など効率のな営農が展開され、整備前に比べ、**担い手の農業所得、経営面積は1.4倍に増加。**

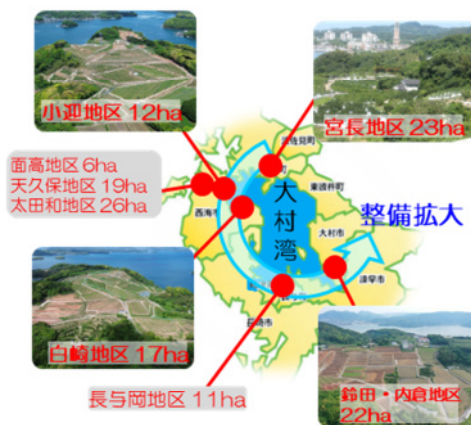
担い手戸当たり農業所得が増加



担い手戸当たり経営面積が増加



※白崎地区



取組事例

農業水利施設の機能保全対策

～ 小値賀地区、大新田地区 ～

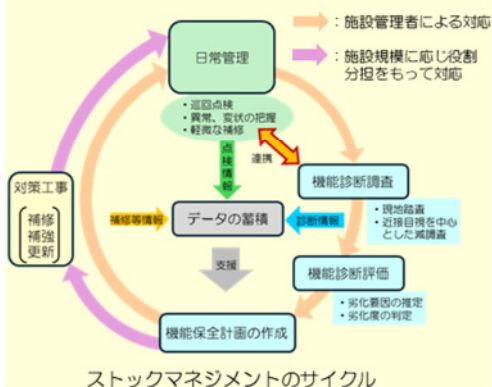


取組内容

※2

- 本県の農業水利施設の約4割は耐用年数を迎え、各地で管路の漏水や機械類の機能不全等が発生。
- 土地改良区、市町、県、土改連が連携し、計画的な機能保全対策を実施。

※2：令和6年度末時点



【佐々町大新田地区排水ポンプの分解整備】



排水ポンプの分解整備

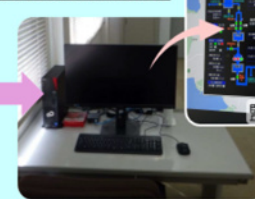


ポンプ主軸の劣化

【小値賀地区水管理設備の更新整備】



＜整備前＞
グラフィックパネルによる監視



＜整備後＞
汎用PC（クラウド方式）による監視



監視画面

取組事例

ため池工事特措法の施行に伴う長崎県における取り組み

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月施行）
（以下「ため池工事特措法」という）

取り組み

※「ため池工事特措法」の施行を契機に、「防災重点農業用ため池（防重ため池）」の安全対策と防災体制を強化。

- ① 防災工事等推進計画の策定・公表
→法に基づき、対象ため池と工事計画等を整理し公表
- ② ため池機能評価の実施
→劣化状況評価は令和6年度までに完了
地震耐性評価は令和8年度までに完了予定
- ③ 防災工事・廃止工事の実施
→老朽化や耐震性不足の防重ため池に対し、防災工事や廃止工事を計画的に実施
- ④ 長崎ため池保全管理サポートセンターの設立
→定期的なパトロールや点検などのソフト対策を実施



農業用水として利用されなくなったため池のうち、決壊の危険があるものについては、取り壊し等の対策を推進しています。
[堤体を取り除き、水が溜まらないようにします。]

効果

【高尾ため池（吉崎市芦辺町）】

洪水吐流下能力が不足しており、大雨時に洪水が堤体を越流し、ため池が決壊すると、下流側の農地・市道（生活道路）等に被害を与える懸念があった。

改修工事を実施

堤体を補強するとともに、洪水吐の流下能力を大幅に強化
令和7年8月豪雨に伴う大雨時（96mm/時）には、下流側の農地・市道（生活道路）等に被害なし。

改修の効果

【洪水吐の改修】

- ・越流幅 2.2m → 6.6m
- ・流下能力 3.33m³/s → 5.96m³/s（約1.8倍）

対策後の洪水吐



対策前の洪水吐



トピックス

- 防災工事が完了するまでの安全対策として、令和3年5月に開設した「長崎ため池保全管理サポートセンター（県土連へ委託）」の専門職員が、県内の防災重点農業用ため池について、定期的なパトロールや点検などのソフト対策を行い、地域住民の安全確保に努めています。

ため池を管理されている方へ

長崎ため池保全管理サポートセンター

ため池を保全管理するためのご相談を専門のスタッフが承ります
※対象ため池：防災重点農業用ため池

ため池管理者の方の相談窓口

平日 10時～12時 13時～17時
(095) 801-1880

平850-0057 長崎市大里町9-17
TEL:095-801-1880
FAX:095-820-6836
【事業主体】 長崎県
【設置場所】 長崎県土地改良事業団体連合会

専門技術者による助言

ため池の状況をお聞きし、補修や適正な管理のための助言を行います。



現地パトロール

防災重点農業用ため池の保全・管理状況を現地で専門技術者が確認します。



第3章 ながさき農業農村整備 2026-2030 の基本理念と目標

(基本理念)

将来にわたって継承される儲かる農業の展開と安全で活力ある農村の実現

(目標)

(1) 農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全

農地の基盤整備を関連支援策と一体的に実施することで、地域計画の実現を目指し、意欲ある経営体へ農地集積を加速させ、将来にわたって継承される農業経営体の育成を目指します。

農道やかんがい施設等の整備を進め、通作条件の改善や、安定した作物生産、品質向上など収益性の高い生産基盤の確立を目指します。

土地改良区の体制強化を進め、老朽化した農業水利施設の計画的な保全対策の実施を目指します。

(2) 災害に強い安全・安心な農村集落づくり

気候変動等により、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災重点農業用ため池の防災工事を集中的かつ計画的に推進するとともに、海岸保全施設や地すべり防止施設の整備、橋梁の耐震化を含む農道保全対策などのハード対策や、ため池ハザードマップの周知徹底、既存農業用ダムの洪水調整などのソフト対策を併せて取り組むことで、農村地域の防災・減災力の向上を目指します。

SDGs(持続可能な開発目標)への対応

SDGs(Sustainable Development Goals)は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

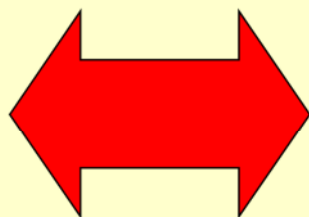
なお、本計画に掲げる施策とSDGsの目標との関連は以下のとおりです。

ながさき農業農村整備推進計画(2026-2030)とSDGs(持続可能な開発目標)との関連									
17の目標 展開方向	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長と雇用	インフラ、産業化、イノベーション
【1】収益向上を支え次代に継承される生産基盤の整備・保全									○
【2】災害に強い安全・安心な集落づくり									○
17の目標 展開方向	不平等	持続可能な都市	持続可能な生産と消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段	
【1】収益向上を支え次代に継承される生産基盤の整備・保全				○					
【2】災害に強い安全・安心な集落づくり				○					

「ながさき農業農村整備推進計画2026-2030」の推進にあたっては、第4期ながさき農林業・農山村活性化計画に掲げた農業農村整備事業目標の着実な実現を目指します。

**第4期
ながさき農林
業・農山村活
性化計画
基本理念**

**ながさき
農業農村整備
推進計画
2026-2030
基本理念**



土地改良長期計画

国土強靱化実施中期計画

【基本理念】

『快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現』

【基本理念】

『将来にわたって継承される儲かる農業の展開と安全で活力ある農村の実現』

活性化計画の3つの基本目標

1 意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成

経営力向上による収益性改善と、儲かる農業を見せることで若者の就農・定着を促進し、チャレンジ意欲あふれる経営体を育成します。

2 生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成

農地・集出荷施設等の生産基盤整備やスマート技術の導入による農林業の生産性向上や気候変動などの環境変化に対応した安定生産を行うとともに、農林産物の付加価値向上や輸出など国内外への販路拡大を推進し、産地計画を基軸として、生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成に取り組めます。

3 賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり

農地や里山の保全、強靱化により農山村のもつ機能が適正に維持され、都市との交流など地域ビジネスの拡大による所得の向上により、賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくりに取り組めます。

**農業農村整備推進計画の
2つの基本目標**

○農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全

- ・農地の基盤整備を関連支援策と一体的に実施することで、地域計画の実現を目指し、意欲ある経営体へ農地集積を加速させ、将来にわたって継承される農業経営体の育成を目指します。
- ・農道やかんがい施設等の整備を進め、通作条件の改善や、安定した作物生産、品質向上など収益性の高い生産基盤の確立を目指します。
- ・土地改良区の体制強化を進め、老朽化した農業水利施設の計画的な保全対策の実施を目指します。

○災害に強い安全・安心な農村集落づくり

- ・気候変動等により、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、防災重点農業用ため池の防災工事を集中的かつ計画的に推進するとともに、海岸保全施設や地すべり防止施設の整備、橋梁の耐震化を含む農道保全対策などのハード対策や、ため池ハザードマップの周知徹底、既存農業用ダムの洪水調整などのソフト対策を併せて取り組むことで、農村地域の防災・減災力の向上を目指します。

第4章 農業農村整備事業の展開方向

本県の農業農村整備事業は、「第4期ながさき農林業・農山村活性化計画」に掲げる目標の実現に向け、「農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全」や「災害に強い安全・安心な農村集落づくり」により、生産性の高い優良農地の確保や安全で快適な農村地域の構築を目指します。

〔計画期間 2026 ～ 2030（5年間）〕

【1】農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全

(1)産地を支える農地の基盤整備の推進

○地域の営農形態や地形条件などの特性を踏まえた生産基盤整備の推進

地域計画の実現を目指し、生産性向上や担い手の規模拡大、高収益作物の導入拡大等に向けて、地域での話し合いを通じて地元の合意形成を図り、生産基盤整備を推進します。

水田においては、生産性向上や担い手の規模拡大、高収益作物の導入拡大等に向けた水田の汎用化・畑地化のための農地の基盤整備を推進します。

また、畑地及び樹園地においても、生産性、収益性の向上のため、基盤整備と合わせて畑地かんがい施設整備を推進します。

(水田)

- ・ 中山間地域や離島が多い本県の地理的特性を踏まえつつ、大型機械やスマート農業技術の導入等により生産性の向上や担い手の経営規模拡大を図るために必要となる新たな水田の基盤整備に加え、過去に整備された地域の再整備を推進します。
- ・ 収益性の高い安定した農業経営を目指し、裏作・転作の取組拡大や高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、排水施設や客土・暗渠排水等の整備による水田の汎用化・畑地化を推進します。
- ・ 地域の実情に応じた条件整備を実施するとともに、農地中間管理機構と連携して担い手への農地集積・集約化を加速します。



水田畑地化状況（駄野地区：波佐見町）



稲刈り状況（寺脇地区：五島市）

(畑地)

- ・大型機械の導入等による生産性の向上や担い手の経営規模拡大を図るために必要となる畑地の基盤整備を推進します。中山間地域等の地形条件が厳しい地域においては緩傾斜区画、等高線区画など、地域や地形の条件に応じた弾力的な整備を推進します。
- ・農作物の生産性や品質向上、高収益作物の導入を図るため、畑地かんがい施設の整備を推進します。
- ・樹園地においても、農地中間管理機構と連携し、園地の流動化を図るとともに、基盤整備と併せて畑地かんがい施設の整備を推進します。



中山間地域の基盤整備
(有喜南部地区：諫早市)



にんじんの灌水状況
(三会原地区：島原市)

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

○農業水利施設の計画的な保全対策の実施

これまでに造成してきた多くの農業水利施設は老朽化が進行し、漏水等に対する応急対応等、維持管理にかかる負担が増加しています。農業者の減少や高齢化、施設の老朽化が進行していく中、地域農業にとって不可欠なこれらの施設の機能を将来にわたって維持していくためには、施設の点検や機能診断等により計画的かつ効率的な補修や更新が必要であるため、機能保全計画に基づき、長寿命化対策を進めます。



揚水ポンプの更新整備
(田平第二地区：平戸市)

- ・施設管理者である土地改良区または市町と役割分担し、長崎県土地改良事業団体連合会と連携して施設の点検や診断を行い、対策が必要な施設の保全対策を進めます。

(3) 農道の整備促進

○整備中農道の早期完成

農産物輸送や農作業の効率化、農村地域の利便性向上等、通作条件を改善する農道整備について、早期完成を目指します。



橋梁（川棚西部地区：川棚町）
下白大橋

(4) 土地改良区の体制強化

○水土里ビジョン策定による土地改良区の体制強化

水土里ビジョン策定によって農業水利施設の運営管理体制の強化や施設の補修更新に向けた積立金の確保など、土地改良区の運営基盤の強化を進めます。

関係市町の「今後の土地改良区のあり方に関する基本方針」に基づき、土地改良区の統合に向けた取組を進めます。

【2】災害に強い安心・安全な農村集落づくり

(1) 農村地域の防災・減災対策

○防災重点農業用ため池の改修、海岸保全施設の整備、地すべり対策などの防災対策の推進

近年、激甚化・頻発化する豪雨や台風等の災害を未然に防止し、安定した農業経営や安心・安全な生活環境を維持するため、ため池の改修、海岸保全施設の整備、地すべり対策を計画的に進めます。

また、自然災害が発生した場合には、速やかな復旧を進めます。

- ・ 決壊した場合に下流域に甚大な被害を及ぼすおそれのある「防災重点農業用ため池」の防災工事等については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年10月1日施行）に基づき、地元の合意形成を踏まえ、集中的かつ計画的に進めます。併せて、市町で作成したため池ハザードマップを地域住民へ周知徹底するとともに、豪雨時等におけるため池の水位・堤体状況をリアルタイムで把握し、異常の早期検知と迅速な避難・応急措置につなげるため、遠隔監視システムの導入促進等のソフト対策も進めます。
- ・ また、近年の水害の激甚化を踏まえ、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（R元. 12）に基づき、治水協定を締結した既存の農業用ダムの事前放流など、下流域の被害軽減に向けて管理者である土地改良区と連携して流域治水に取り組みます。



防災重点農業用ため池整備
（中堤ため池：松浦市）



堤体開削によるため池廃止
（内裏池：佐世保市）

○管理者と連携した橋梁の耐震化を含む農道保全対策の実施

管理者である市町と連携して農道の点検・診断・保全対策を進めます。

「長崎県国土強靱化地域計画」（Ｒ８策定）に基づき、緊急輸送道路に位置付けられた農道の橋梁耐震化対策を計画的に推進します。なお、橋梁耐震化対策の実施にあたり必要となる仮設道路用地については、関係市町と連携し、円滑な地元調整を行います。

○海岸保全施設、地すべり防止施設の長寿命化対策の推進

農地海岸保全区域及び地すべり防止区域における被害を未然に防止するため、施設整備を計画的に進めます。

また、施設の長寿命化対策については、背後農地の状況や施設の構造及び緊急性を踏まえ、整備方針の再検討を行い、必要な補修・更新を計画的に進めます。

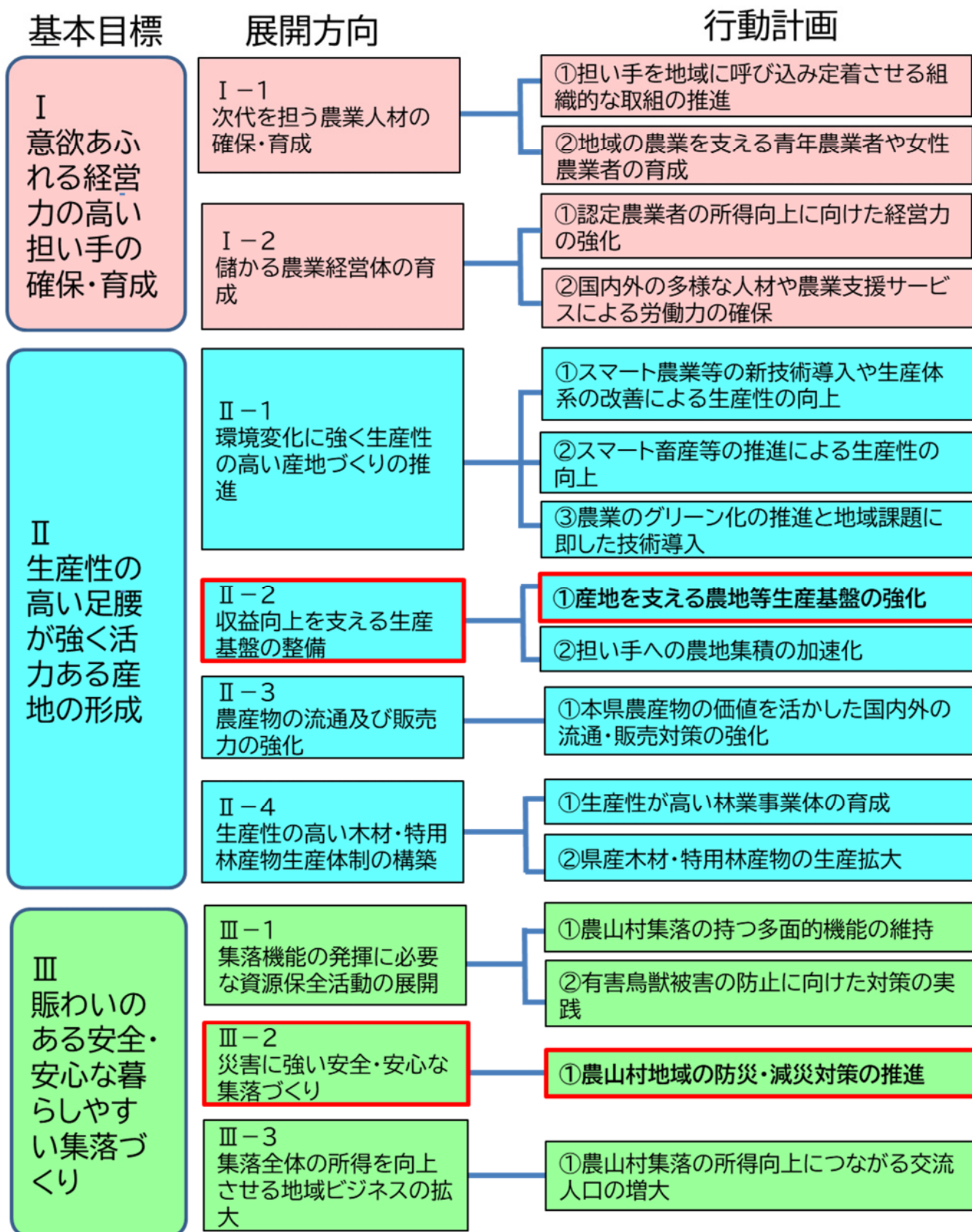


地すべり対策 実施中
(大野地区：長崎市)



農地海岸施設整備
(簿山地区：平戸市)

第4期ながさき農林業・農山村活性化計画の施策体系



目標1 農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全

(1) 産地を支える農地の基盤整備の推進

- ①地域の営農形態や地形条件などの特性を踏まえた生産基盤整備の推進

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

- ①農業水利施設の計画的な保全対策の実施

(3) 農道の整備促進

- ①整備中農道の早期完成

(4) 土地改良区の体制強化

- ①水土里ビジョン策定による土地改良区の体制強化

目標2 災害に強い安全・安心な農村集落づくり

(1) 農村地域の防災・減災対策

- ①防災重点農業用ため池の改修、海岸保全施設の整備、地すべり対策などの防災対策の推進
- ②管理者と連携した橋梁の耐震化を含む農道保全対策の実施
- ③海岸保全施設、地すべり防止施設の長寿命化対策の推進
- ④流域治水における既存農業用ダムの洪水調整の実施

第5章 ながさき農業農村整備 2026-2030 の整備計画

【1】農業の収益性向上を支え次代に継承できる生産基盤の整備・保全



(1) 産地を支える農地の基盤整備の推進

① 水田の基盤整備の推進

- 生産性の向上及び機械の大型化による省力化を図るため、1枚あたり30aを標準区画とした整備を進めます。
- 過去に整備済みの地域においても、更なる生産性向上を目指し、畦畔除去や客土、暗渠排水等など再整備を行うことで、汎用化・畑地化や大区画化、スマート農業技術の導入に対応した水田整備を進めます。

項目	現況 (R6)	R7 (見込み)	目標 (R12)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
水田の 整備済面積	ha 12,550	ha 12,555	ha 12,605	ha +55	ha +50

② 畑地の基盤整備及び畑地かんがい施設整備の推進

- 生産性の向上及び機械の大型化を図るため、1枚あたり30aを標準区画とした整備を進めます。また、省力化を目的としたスマート農業技術の導入に対応した基盤整備を推進します。
- 中山間地域など、傾斜が厳しい地形条件の地域においては、コスト縮減対策を検討しながら、緩傾斜区画、等高線区画など、地域や地形の条件に応じた弾力的な整備を進めます。
- 農作物の生産性や品質の向上、高収益作物の導入など、収益性の高い農業経営の確立に向けて、畑地かんがい施設の整備を進めます。

項目	現況 (R6)	R7 (見込み)	目標 (R12)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
畑地の 整備済面積	ha 5,372	ha 5,427	ha 5,727	ha +355	ha +300
畑かんの 整備済面積	ha 9,768	ha 9,839	ha 10,119	ha +351	ha +280

(2) 農業水利施設の長寿命化対策

- 施設管理者である土地改良区または市町と役割分担し、長崎県土地改良事業団体連合会と連携して施設の点検、診断を行い、対策が必要な施設について保全対策を進めます。
- 農業用ダム等の基幹的農業水利施設については、継続して計画的な保全対策を進めます。
- また、基幹的農業水利施設以外の施設についても、管理者と連携して必要な保全対策を進めていくため、管理者である土地改良区等への支援を行っていきます。

(3) 農道の整備促進

① 農道の整備促進

- 整備を進めている路線の早期完成を目指します。
- 通作条件の改善につながる農道について、農産物輸送や農作業の効率化、農村地域の利便性向上を目指し、計画的な整備を推進します。

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
農道の 整備済延長	km 885	km 885	km 890	km +5	km +5

(4) 土地改良区の体制強化

① 水土里ビジョン策定による土地改良区の体制強化

- 令和7年4月に施行された改正土地改良法において、土地改良区が連携管理保全計画（水土里ビジョン）を策定することができる仕組みが創設されたことをうけ、農業水利施設の保全、土地改良区の運営基盤強化を目的とした水土里ビジョン策定を進めます。
- 本県の土地改良区の約7割は受益面積100ha未満の小規模組織であるため、土地改良施設を適切に維持管理していくための体制強化が急務となっており、関係市町の「今後の土地改良区のあり方に関する基本方針」に基づき土地改良区の統合に向けた取組を進めます。

【2】災害に強い安全・安心な農村集落づくり

(1) 農村地域の防災・減災対策

① 防災重点農業用ため池の整備促進

- 「ため池工事特措法」に基づき、期間内に「防災重点農業用ため池」の防災工事等を集中的かつ計画的に整備を進めます。

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
着手箇所数	箇所 124	箇所 141	箇所 178	箇所 +54	箇所 +37



② 橋梁の耐震化を含む農道保全対策の実施

- 緊急輸送道路に位置づけられている農道の橋梁耐震化対策を進めます。

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
耐震化 整備率	% 77	% 77	% 81	% +4	% +4

※橋長15m以上の橋梁を対象

③ 地すべり防止施設（長寿命化対策）

- 地すべり防止区域内において、農地や民家等を地すべり被害から防ぐため、水路、排水ボーリング、集水井等の抑制対策や杭打、アンカー等の抑止対策を進めます。
- 老朽化等により機能が低下した地すべり防止施設の機能を持続的に発揮させるため、水路、水抜ボーリング、集水井、アンカー等の補修、更新を計画的に進めます。

④ 海岸保全施設（長寿命化対策）

- 農地海岸保全区域において、高潮や波浪による被害を防止するため、堤防、護岸、樋門及び開口部対策等の整備を計画的に進めます。
- 老朽化等により機能が低下した海岸保全施設の機能を持続的に発揮させるため、堤防、護岸、樋門等の補修、更新を計画的に進めます。

⑤ 流域治水の推進に向けた既存農業用ダムの洪水調節機能の強化

- 一級水系及び二級水系にある既存の農業用ダムにおいて、管理者である土地改良区等と連携し、洪水が予想される場合には、事前放流等を行い、ダムの水位を低下させることで下流域における洪水被害の防止・軽減を図ります。

第6章 地域別振興計画

【県央地域の基本方針】

- 農地中間管理機構と連携し、担い手への農地集積・集約化を加速化するとともに、再整備による大区画化や暗渠排水整備に取り組み、水田の汎用化・畑地化による高収益作物の導入を推進します。(柳新田)
- 担い手への園地集積と基盤整備により高生産性樹園地を確保します。(鈴田・内倉、長与岡、太田和、天久保など)
- 基盤整備により荒廃農地解消と担い手への農地集積を図りながら、多様な担い手による露地野菜(ばれいしょ、すいか、だいこん、たまねぎ、ブロッコリーなど)の産地化を目指します。(面高、長田東部など)
- 農村地域を災害から未然に防止し、安全・安心な生活を確保するため、防災重点農業用ため池の整備を推進します。(諫早北部2期、波佐見、東彼杵、観音谷など)
- 川棚地域と伊木力地域の基幹農道の整備を完了させます。
- 緊急輸送道路に位置づけられている農道の安全性を向上させるため、農道橋の耐震補強を実施します。(多良岳南部、諫早西部)
- 地すべりの未然防止により、安全な農村生活基盤を維持します。(大野、西海など)

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
水田の 整備済面積	ha 4,757	ha 4,757	ha 4,765	ha +8	ha +8
畑地の 整備済面積	ha 1,881	ha 1,883	ha 1,987	ha +106	ha +104
畑かんの 整備済面積	ha 3,386	ha 3,420	ha 3,478	ha +92	ha +58
農道の 整備済延長	km 231.3	km 231.4	km 236.2	km +4.9	km +4.8
防重ため池 着手箇所数	箇所 21	箇所 25	箇所 36	箇所 +15	箇所 +11
緊急輸送路の 農道橋の 耐震化数	箇所 11	箇所 11	箇所 14	箇所 3	箇所 3

【島原地域の基本方針】

- 本地域は、意欲ある担い手農家が多く、畑地帯においては現在実施中の基盤整備事業の早期完了を目指すとともに、整備が望まれる未整備畑地帯においても、基盤整備事業の実施により、担い手への農地流動化を促進し、新規就農者の育成や農業経営の安定化を目指します。(三会原第4、桃山田、宮田、岡南部、馬場、津波見、一野、東大など)
- 水田地帯においても、水田の汎用化・畑地化による高収益作物の導入等により、農業所得の向上を目指します。(横田、中原・寺中など)

- 農村地域を災害から未然に防止し、安全・安心な生活を確保するため、防災重点農業用ため池の整備を推進します。（島原、大久保、南島原２期など）

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
水田の 整備済面積	ha 1,758	ha 1,758	ha 1,764	ha +6	ha +6
畑地の 整備済面積	ha 1,959	ha 2,005	ha 2,177	ha +218	ha +172
畑かんの 整備済面積	ha 2,717	ha 2,755	ha 2,951	ha +234	ha +196
農道の 整備済延長	km 124.1	km 124.1	km 124.1	km —	km —
防重ため池 着手箇所数	箇所 28	箇所 31	箇所 40	箇所 +12	箇所 +9
緊急輸送路の 農道橋の 耐震化数	箇所 46	箇所 46	箇所 46	箇所 0	箇所 0

【県北地域の基本方針】

- 中山間地域における水田の基盤整備を行い、生産性の高い優良農地を確保します。
（大野、横手、釜田川、獅子など）
- 農村地域を災害から未然に防止し、安全・安心な生活を確保するため、防災重点農業用ため池の整備を推進します。（大島、流矢、平戸２期、柳ノ又、佐世保３期、松浦３期、佐々２期など）
- 地すべりの未然防止により、安全な農村生活基盤を維持します。（生月、平戸など）

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
水田の 整備済面積	ha 3,130	ha 3,130	ha 3,158	ha +28	ha +28
畑地の 整備済面積	ha 1,056	ha 1,056	ha 1,059	ha +3	ha +3
畑かんの 整備済面積	ha 1,571	ha 1,571	ha 1,571	ha —	ha —
農道の 整備済延長	km 216.8	km 216.8	km 216.8	km —	km —
防重ため池 着手箇所数	箇所 52	箇所 57	箇所 64	箇所 +12	箇所 +7
緊急輸送路の 農道橋の 耐震化数	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0

【五島地域の基本方針】

- 畑地の基盤整備や水田の汎用化・畑地化による優良農地を確保することで、担い手への農地集積を加速化し、営農の省力化、高収益作物の品目導入等により生産性の向上を図り、農業経営の安定化を目指します。（寺脇、富江・日の出、上有川など）
- 農村地域を災害から未然に防止し、安全・安心な生活を確保するため、防災重点農業用ため池の整備を推進します。（五島２期など）

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
水田の 整備済面積	ha 1,134	ha 1,139	ha 1,139	ha +5	ha —
畑地の 整備済面積	ha 398	ha 405	ha 426	ha +28	ha +21
畑かんの 整備済面積	ha 1,662	ha 1,662	ha 1,688	ha +26	ha +26
農道の 整備済延長	km 146.1	km 146.1	km 146.1	km —	km —
防重ため池 着手箇所数	箇所 7	箇所 9	箇所 13	箇所 +6	箇所 +4
緊急輸送路の 農道橋の 耐震化数	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0

【吉岐地域の基本方針】

- 大規模化・省力化を支えるための生産基盤整備の推進及び既存の農業水利施設の補修、更新を促進します。（木田）
- 農村地域を災害から未然に防止し、安全・安心な生活を確保するため、防災重点農業用ため池の整備を推進します。（吉岐、和田など）

項目	現況 (R 6)	R 7 (見込み)	目標 (R 1 2)	整備量 (R7～R12)	整備量 (R8～R12)
水田の 整備済面積	ha 1,496	ha 1,496	ha 1,504	ha +8	ha +8
畑地の 整備済面積	ha 39	ha 39	ha 39	ha —	ha —
畑かんの 整備済面積	ha 417	ha 417	ha 417	ha —	ha —
農道の 整備済延長	km 99.1	km 99.1	km 99.1	km —	km —
防重ため池 着手箇所数	箇所 16	箇所 19	箇所 25	箇所 +9	箇所 +6
緊急輸送路の 農道橋の 耐震化数	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0

【対馬地域の基本方針】

○基盤整備完了地区における生産性向上・担い手育成など営農強化を推進します。

項目	現況 (R元)	R 2 (見込み)	目標 (R 7)	整備量 (R2～R7)	整備量 (R3～R7)
水田の 整備済面積	ha 275	ha 275	ha 275	ha —	ha —
畑地の 整備済面積	ha 39	ha 39	ha 39	ha —	ha —
畑かんの 整備済面積	ha 15	ha 15	ha 15	ha —	ha —
農道の 整備済延長	km 67.9	km 67.9	km 67.9	km —	km —
防重ため池 着手箇所数	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0
防重ため池 着手箇所数	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0
緊急輸送路の 農道橋の 耐震化数	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0

第7章 ながさき農業農村整備2025の検証【実績と評価】

ながさき農業農村整備推進計画の検証

【目標値（KPI）に対する実績】水田・畑地及び畑地かんがいの基盤整備

①水田の基盤整備の推進

項目	計画① 整備量 (R3～R7)	実績② 整備量 (R3～R7) ※	差 ②－①	達成率 (%) ②/①
水田の整備済面積	+94ha	+90ha	△4ha	95.7

未達成

②畑地の基盤整備及び畑地かんがい施設整備の推進

項目	計画① 整備量 (R3～R7)	実績② 整備量 (R3～R7) ※	差 ②－①	達成率 (%) ②/①
畑地の整備済面積	+506ha	+268ha	△238ha	53.0
畑かんの整備面積	+500ha	+311ha	△189ha	62.2

未達成

未達成

【検証】 目標未達成の理由

1. 資材・労務単価高騰等に伴う整備費用の増での整備面積減

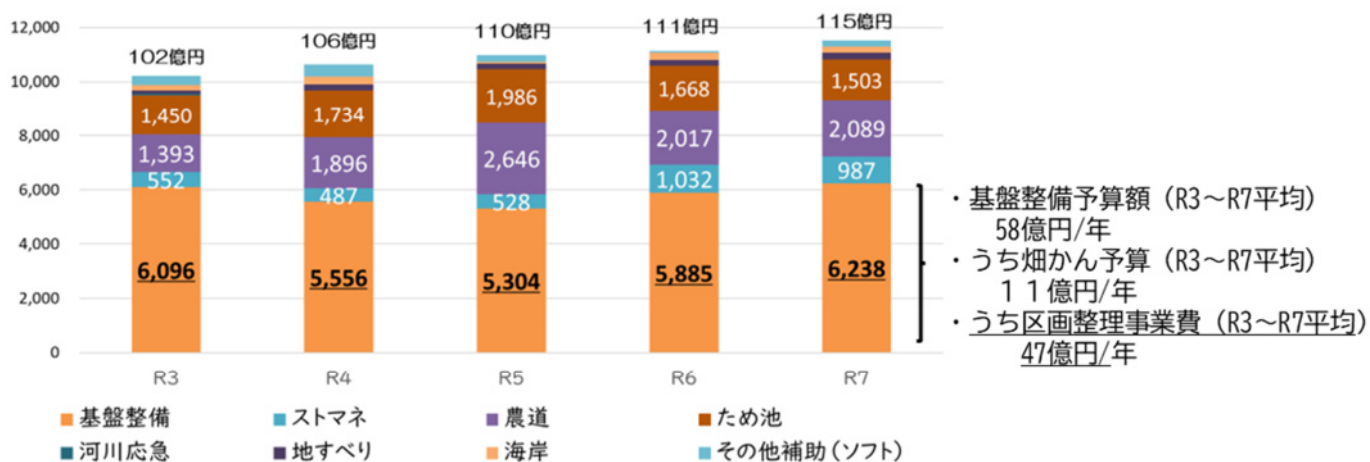
○整備単価

想定単価 5,000千円/10a（H28～R2の実績単価から算出）

実績単価 6,550千円/10a（上昇率1.31倍）

- ・（R7/R1）普通作業員：20%↑ 軽油：27%↑
- ・週休2日（工事費が2%UP）、ICT（工事費が10%程度UP）

農業農村整備事業予算の推移



2. 地区毎の課題

- ・地区毎には、換地原案に伴う地元調整、事業の未採択、埋蔵文化財調査による工事着手の遅れなどの理由で遅れが発生している。

ながさき農業農村整備推進計画の検証

【目標値（KPI）に対する実績】 農道整備の促進

項目	計画① 整備量 (R3～R7)	実績② 整備量 (R3～R7)	差 ②－①	達成率 (%) ②/①
農道の整備済延長	+ 6. 0 km	+ 2. 4 km	△ 4. 6 km	4 0. 0

未達成

地区名	R2まで	期間内目標 (R3～R7)	期間内実績 (R3～R7)	R8以降	総事業量
川棚西部	1. 2 km	4. 5 km	1. 5 km	3. 3 km	6. 0 km
伊木力第3	0. 9 km	1. 2 km	0. 4 km	1. 5 km	2. 8 km
立石	0. 5 km	0. 3 km	0. 5 km	0 km	1. 0 km

【検証】 目標未達成の理由

（川棚西部）

- ・当初は地質調査結果等を元に安定解析を行い対策工を実施していたが、一部区間で想定外の地すべりブロックの滑動が確認されたことから、早急に調査観測、詳細設計及び対策工を行うための予算が必要となり、農道整備費用から地すべり対策費用に予算を流用したことから計画期間内の整備延長が減となった。

（伊木力第3）

- ・県負担割合が高い農道事業において、限られた予算額の中で川棚西部地区へ年度事業費を重点配分する必要が生じ、伊木力第3地区に必要な予算確保が困難となり、計画的な工事着手が遅れたことから計画期間内の整備延長が減となった。

（立石）

- ・令和6年3月に全線完成し、約1.0kmを供用開始。

【目標値（KPI）に対する実績】 老朽ため池の整備促進

項目	計画① 整備量 (R3～R7)	実績② 整備量 (R3～R7) ※	差 ②－①	達成率 (%) ②/①
ため池整備着手数	+ 3 2 箇所	+ 3 5 箇所	+ 3 箇所	1 0 9. 3

達成

【検証】 目標達成

1. 目標値32箇所に対し、令和7年度までに35箇所の着手見込みであり目標達成
2. 防災重点農業用ため池716箇所のうち、整備及び廃止予定、評価済みを除く545箇所について劣化状況評価を令和6年度までに完了（R6追加指定の2箇所のみR8作成予定）
3. すべての防災重点農業用ため池のハザードマップの作成・公表を完了し、地域コミュニティによる防災・減災力の向上に取り組んだ（R6年度に新たに指定された2ため池を除く）。

ながさき農業農村整備推進計画の検証

【目標値（KPI）に対する実績】 海岸保全施設の長寿命化対策の推進

項目	計画① 整備量 (R3～R7)	実績② 整備量 (R3～R7)※	差 ②－①	達成率 (%) ②/①
長寿命化対策着手数	76箇所	76箇所	0箇所	100

達成

【検証】 目標達成

- ・目標値76箇所に対し、令和7年度までに76箇所の着手済みであり目標達成。

【目標値（KPI）に対する実績】 地すべり防止施設の長寿命化対策の推進

項目	計画① 整備量 (R3～R7)	実績② 整備量 (R3～R7)※	差 ②－①	達成率 (%) ②/①
長寿命化対策着手数	52箇所	32箇所	△20箇所	61.5

未達成

【検証】 目標未達成の理由

- ・令和5年度より、長寿命化対策に着手したものの、事業着手後の実施設計における現地確認や仮設計画の検討に時間を要するなど、着手後の実施計画の見通しが不透明であることから、新たな地区への着手が出来ず未達成となった。

ながさき 農業農村整備推進計画の検証

【目標（KPI未設定）】 農道の保全対策（橋梁耐震対策）

- ・ 管理者である市町と連携して点検・診断・保全対策を進める。

【検証】

- ・ 緊急輸送道路に指定されている農道を対象として県で橋梁の耐震対策を実施し計画期間の5カ年に3橋梁の耐震対策を完了。

（大村レインボーロード）

- ・ 保全計画の対象となる橋梁12箇所のうち、2橋については、仮設道路敷地の借地交渉が難航し、整備着手の見通しが立たないため、令和5年度をもって、県営工事での耐震対策を断念。今後は、大村市において2橋の耐震対策を実施する。

	対象施設数	整備年度			
		～R2	R3～R7	R9～R12	R13～
雲仙グリーンロード*	46	46	0	0	0
大村レインボーロード*	10	7	3	0	0
多良岳レインボーロード*	12	0	0	2	10
諫早西部（農免）	5	0	0	1	4
堤防道路	1	1	0	0	0
計	74	54	3	3	14

※大村RRの対象施設数10箇所は、大村市において実施する2箇所を除く

【目標（KPI未設定）】 農業水利施設の長寿命化対策

- ・ 農業用ダム等の基幹水利施設については、継続して計画的な保全対策を進める。
また、基幹水利施設以外の施設についても、管理者と連携して必要な保全対策を進める。

【検証】

1. 平成29年度時点で県内の農業水利施設は715施設あり、令和元年度までにそのうち、基幹水利施設128施設で機能保全計画を策定。
2. この計画に基づき、R7年度までに整備が必要な基幹水利施設81施設のうち、41施設で保全対策に着手。

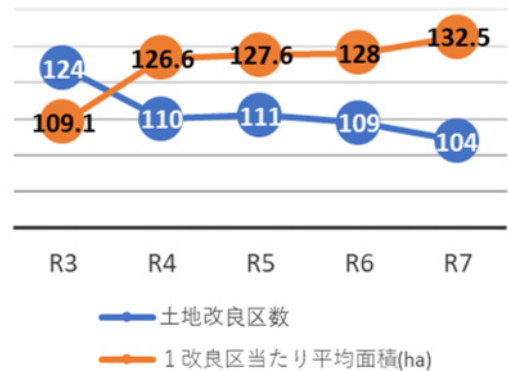
ながさき農業農村整備推進計画の検証

【目標（KPI未設定）】 土地改良区の統合に向けた取り組みの推進

- ・土地改良施設を適切に維持管理していくための体制強化として、土地改良区の統合を進める。

【検証】

土地改良区数と面積



下記の土地改良区の統合が進んだ

1. 土地改良区の統合

- R4. 2月 南島原土地改良区（16）
- R6. 1月 小値賀土地改良区（2）
- R7. 2月 西海市土地改良区（4）
- R8. 2月 雲仙市土地改良区（8） ※予定

・土地改良区数

R3年4月 124改良区 ➡ R7年4月 104改良区（▲16%）

・1改良区あたりの平均面積

R3年4月 109.1ha ➡ R7年4月 132.5ha（+21%）

2. 合同事務所設置

- ・4合同事務所の設立（壱岐市、諫早市、島原市、長与町）

・職員不在または合同事務所へ参加していない土地改良区

R3年4月 31改良区 ➡ R7年4月 5改良区（▲83%）

【目標（KPI未設定）】 既存農業用ダムの洪水調整機能の強化

- ・農業用ダムにおいて、管理者である土地改良区等と連携し、事前放流や低水位運用により下流域での洪水被害の防止・発生の軽減を図る。

【検証】

1. 県内農業用ダム10ダムにおいて治水協定を締結。

（小ヶ倉、重井田、伊佐ノ浦、別所、久吹、川原、内閣、繁敷、浦の川梅ノ木）

2. 治水協定に基づき、令和2年、令和4年度に計4回事前放流を実施

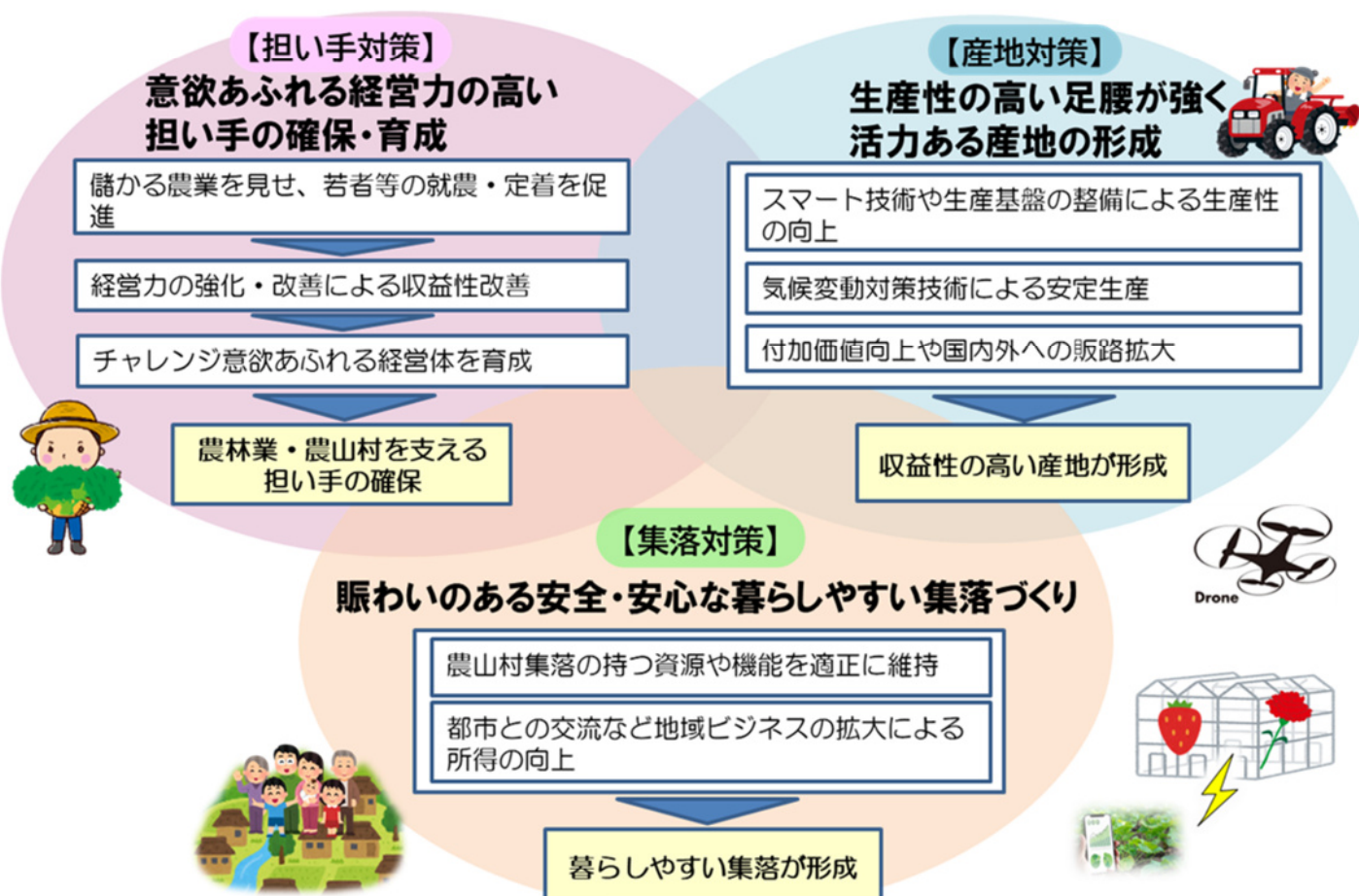
（R2：川原、繁敷、浦の川、R4：浦の川）

基本理念

『快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現』
を目指します

基本目標

人口減少下にあっても、本県農林業が将来にわたり維持・発展していくため、「意欲あふれる経営力の高い担い手の確保・育成」を一層推進するとともに、気候変動及び社会情勢等の環境変化に対応した「生産性の高い足腰が強く活力ある産地の形成」、地域の魅力を活かした「賑わいのある安全・安心な暮らしやすい集落づくり」を3つの柱として施策を展開し、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村の実現」を目指します。



土地改良長期計画（令和7～11年度）全体概要

土地改良長期計画（令和7～11年度）全体概要

～ 食と暮らしを支える水と土の未来のために ～

農業・農村をめぐる情勢及び課題

- 食料安全保障を取り巻く環境の変化
(世界人口の増加による食料需要の増加、気候変動による異常気象の頻発化による世界の食料生産・供給の不安定化)
- 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響
(農業者の減少・高齢化、農村の地域社会の維持が困難となる事態への懸念)
- 農業生産基盤等の脆弱化
(農地面積の減少、農業水利施設等の老朽化に伴う突発事故の多発)
- 自然災害リスクの増大
(豪雨、大規模地震等による農地・農業水利施設の被災リスクの高まり、渇水・高温による農作物への影響)
- 持続可能な環境配慮の主流化 (環境負荷低減の取組の推進、環境と調和のとれた食料システムの確立)
- 農業・農村の多様性への配慮 (地域ごとの多様な営み等を踏まえた柔軟な取組の必要性)
- 建設業等を取り巻く情勢の変化 (就業者数の減少、労務単価・資材価格の上昇)

土地改良事業の基本的な方向性

- 食料・農業・農村基本法の改正**（令和6年6月5日施行）
・基本理念に、「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定。
・農業生産基盤の「整備」に加え「保全」が追加。防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにすること等が記。
- 食料・農業・農村基本計画の策定**（令和7年4月11日閣議決定）
・食料自給力の確保に向けて、生産性向上等に必要の取組として「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、
・「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」を推進。
- 土地改良法の改正**（令和7年4月1日施行）
・国庫の発費により事後的な農業水利施設の更新事業を基盤として、土地改良区が地域の関係者と連携して「水土里ビジョン」を作成し農業水利施設の保全に取り組みを創設。
- 第1次国土強靱化実施中期計画の策定**（令和7年6月6日閣議決定）
・「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「田んぼダム」等の取組、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策」等の施策を推進。

食料自給力の確保に資する農業農村整備

農業生産基盤の整備・保全

政策課題1： 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた
基盤整備による生産コストの低減【政策目標1】

- ・担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

国内の需要等を踏まえた生産の拡大【政策目標2】

- ・国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のため
の水田の汎用化・畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

政策課題2： 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な
機能確保【政策目標3】

- ・基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進
- ・施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

農村協働力

環境と調和のとれた持続可能な農業生産

政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進【政策目標4】

- ・防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進
- ・気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の地震対策、農道及び農業集落排水施設の強靱化等の推進

農村の振興

政策課題4： 農村の価値や魅力の創出

農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出【政策目標5】

- ・生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じて所得の向上と雇用の創出、生活インフラの整備の推進
- ・多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

食料安全保障の確保

大規模自然災害への対応

- 1 東日本大震災からの復旧・復興
- 2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興
- 3 大規模自然災害への備え

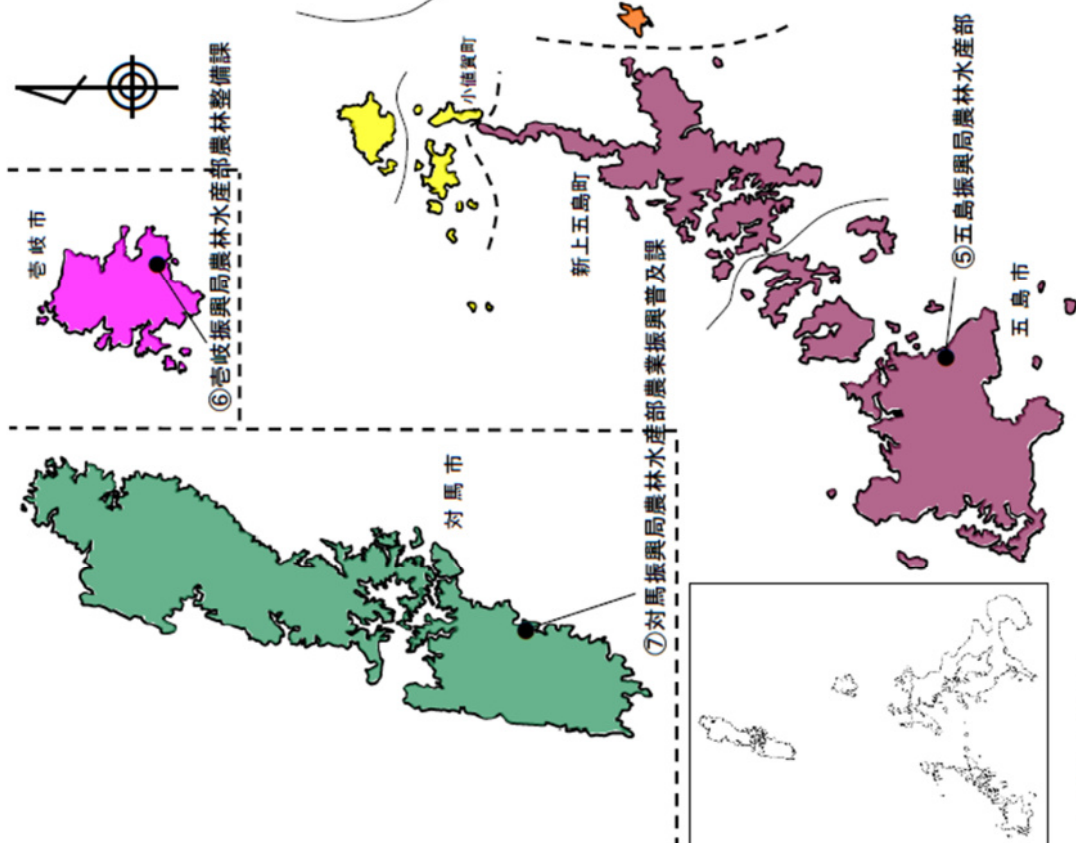
多面的機能の発揮

計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

- 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進
- 5 関連施策や関係団体との連携強化
- 6 国民理解の醸成

農業農村整備関係機関所管図及び連絡先一覧

①	長崎県農林部農村整備課 TEL 095-824-1111 (代) FAX 095-895-2594	〒850-8570 長崎市尾上町3-1
②	県央振興局農林部 TEL 0957-22-0010 (代) FAX 0957-24-5324	〒854-0071 諫早市永昌栄町25-8
③	島原振興局農林水産部 TEL 0957-63-0111 (代) FAX 0957-63-3578	〒855-8501 島原市城内1-1205
④	県北振興局農林部 TEL 0956-23-4211 (代) FAX 0956-23-7835	〒857-8502 佐世保市木場田町3-25
⑤	五島振興局農林水産部 TEL 0959-72-2121 (代) FAX 0959-72-6471	〒853-8502 五島市福江町7-1
⑥	対馬振興局農林水産部農林整備課 TEL 0920-47-1111 (代) FAX 0920-44-6931	〒811-5215 杵築市石田町石田西触1290
⑦	対馬振興局農林水産部農業振興普及課 TEL 0920-52-1311 (代) FAX 0920-52-0960	〒817-8510 対馬市厳原町宮谷224
⑧	県央振興局農林部諫早湾干拓堤防管理事務所 TEL 0957-27-7045 FAX 0957-32-6200	〒859-0146 諫早市高来町金崎字浜ノ道149-6



長崎県内位置図



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備



長 崎 県

編集・発行◎長崎県農林部農村整備課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 TEL 095-824-1111(代表)

<http://www.pref.nagasaki.jp/>